【教育委員会臨時会】会議録

| | | | |
|---|---|---|---|
| 会　議　名 | 令和８年第３回教育委員会臨時会 | | |
| 事　務　局 | 教育指導部教育政策課 | | |
| 開催年月日 | 令和８年８月２７日（木） | | |
| 開 催 時 間 | 午後３時００分　～　午後３時５分 | | |
| 開 催 場 所 | 教育委員会室 | | |
| 委員の出席 | 中村　明慶　教育長 | 久保田　善彦　委員 | 土肥　和久　委員 |
| | 大井　欣一　委員 | 岩壁　三枝子　委員 | |
| 出席説明員 | 田巻　正義　教育指導部長 | 秋元　康裕　教育政策課長 | 蜂谷　勝己　学力定着推進課長 |
| | 大平　達也　教育指導課長 | 吉尾　文彦　こども支援センターげんき所長 | 芳賀　優美子　教育相談課長 |
| | 絵野沢　秀雄　学校運営部長 | 物江　耕一朗　学校支援課長 | 楠山　慶之　子ども家庭部長 |
| | 樋口　清二　子ども政策課長 | 松本　一真　総務課長 | |
| 書　記 | 日森　達也　教育政策担当係長 | 川村　淳一　教育政策担当係長 | 高木　孝輔　教育政策担当主任 |
| 欠　席　者 | なし | | |
| 傍　聴　者 | ０名 | | |
| 会 議 次 第 | 別紙のとおり | | |
| 資　料 | 別紙のとおり | | |
| そ　の　他 | | | |

令和８年８月２７日

# 第３回足立区教育委員会臨時会

午後３時００分開会

○教育長　ただいまから、本年第３回足立区教育委員会臨時会を開会いたします。

本日の出席委員数は定足数であります。よって、会議は成立いたします。

それでは、これより審議に入ります。

――――――――◇――――――――

初めに、会議録署名員の指名をいたします。

本日の会議録署名員に土肥委員、大井委員をご指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

日程第１、第６３号議案では、私が地方教育行政の組織及び運営に関する法律第１４条第６項の除斥規定にかかるため、退席とさせていただきます。これに伴い、本案の議事進行は、教育長職務代理者である久保田委員にお願いいたします。

（教育長、教育委員室へ退席）

○久保田委員　では、日程第１を議題といたします。

教育政策担当係長。

○教育政策担当係長　日程第１、第６３号議案「『足立区長等の給料の特例に関する条例』に関する教育委員会の意見について」以上。

○久保田委員　第６３号議案について、田巻教育指導部長から説明をお願いいたします。

教育指導部長。

○教育指導部長　資料３ページをお開きください。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２９条の規定により、足立区長等の給料の特例に関する条例の制定にあたり足立区長から意見を求められたものです。

制定理由は以下のとおりです。区は、東京都住宅供給公社が学びピア２１を使用するにあたり、賃貸借契約に基づき賃料を徴収しておりますが、近年、土地価格が高騰しているにもかかわらず、平成１７年度以降見直しを行っておらず、相場価格と比較して低い金額で賃料を設定していることが判明しました。

本事案は、定期的に賃料改定協議を行う規定が契約書に定められておらず、適宜事務の見直しを行うような指示や組織間の連携を促すなどの行政としての統制が不十分であった結果です。

そのため、区政を統轄する立場としての管理責任を果たすべく、特別職の給与を減額いたします。減額の内容といたしましては、区長は令和８年１０月分の給与を２０％、副区長、教育長は令和８年１０月分の給与を１０％減額いたします。

今後の対応といたしましては、令和９年２月の更新に向け、新たに賃料改定協議を３年ごとに行う規定を追加するなどにより、再発防止に努めます。

制定理由を踏まえ、教育委員会として、これに異議はないものとしたいと考えております。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○久保田委員　ただ今、説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。

第６３号議案について、ご意見、ご質問がありましたら委員のご発言をお願いいたします。

ご質疑はございませんか。

ないようでございますので、これより、第６３号議案「『足立区長等の給料の特例に関する条例』に関する教育委員会の意見について」を採決いたします。本案は原案のとおり異議なしとして決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○久保田委員　挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり異議なしとして議決することにいたします。

本案の審議が終わりましたので、中村教育長にご着席いただきます。また、これ以降の議事進行を中村教育長にお願いいたします。

○教育長　では、その他に何かございますか。ないよう

ですので、以上をもちまして、第３回足立区教育委員会臨時会を閉会いたします。お疲れ様でした。

午後　３時５分閉会

# 令　和　８　年　第　３　回
# 足　立　区　教　育　委　員　会　臨　時　会

日　　時　　令和８年８月２７日　木曜日　午後３時００分開議
会　　場　　教育委員会室

１　議 事 日 程　　頁

日程第１　第６３号議案　「足立区長等の給料の特例に関する条例」に関する教育委員会の意見について……　２

第６３号議案

「足立区長等の給料の特例に関する条例」に関する教育委員会の意見について

上記の議案を提出する。

令和８年８月２７日

提出者　　足立区教育委員会教育長　　中村　明慶

「足立区長等の給料の特例に関する条例」に関する教育委員会の意見について

足立区長等の給料の特例に関する条例の制定にあたり、足立区長より教育委員会の意見を求められたので、これに異議はないものとする。

（提案理由）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２９条の規定により、足立区長より意見を求められたので、この案を提出いたします。

# 第６３号議案説明資料

令和８年８月２７日

| | |
|---|---|
| 件　　名 | **「足立区長等の給料の特例に関する条例」に関する教育委員会の意見について** |
| 所管部課名 | 教育指導部教育政策課 |
| 内　　容 | 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２９条の規定により、以下条例の制定にあたり足立区長から意見を求められた。制定理由を踏まえ、教育委員会として、これに異議はないものとする。<br><br>**１　条例名**<br>足立区長等の給料の特例に関する条例<br><br>**２　制定理由**<br>区は、東京都住宅供給公社が学びピア２１を使用するにあたり、賃貸借契約に基づき賃料を徴収している。近年、土地価格が高騰しているが、平成１７年度以降見直しを行っておらず、相場価格と比較して低い金額で賃料を設定していることが判明した。<br>本事案は、定期的に賃料改定協議を行う規定が契約書に定められておらず、適宜事務の見直しを行うような指示や組織間の連携を促すなどの行政としての統制が不十分であった結果である。<br>そのため、区政を統轄する立場としての管理責任を果たすべく、特別職の給与を減額する。<br><br>**３　条例の主な内容（条例案は、Ｐ４参照）**<br>区長、第一・第二副区長、教育長の給料月額を次のとおり減額する。<br>区長・・・・・・・・・・・・・令和８年１０月分　２０％<br>第一・第二副区長、教育長・・・令和８年１０月分　１０％<br><br>**４　施行年月日等**<br>この条例は、令和８年１０月１日から施行し、同月３１日限り、その効力を失う。<br><br>**５　今後の対応**<br>新たに賃料改定協議を３年ごとに行う規定を追加するなどにより、再発防止に努める。 |

# 足立区長等の給料の特例に関する条例（案）

（区長等の給料月額）

第１条　足立区長等の給料等に関する条例（昭和３１年足立区条例第１３号。以下「給料条例」という。）第２条の規定にかかわらず、区長の給料の月額は、給料条例別表第１に掲げる区長の給料月額からその１００分の２０に相当する額を減じて得た額とし、副区長及び教育委員会教育長の給料の月額は、同表に掲げる副区長及び教育委員会教育長の給料月額からその１００分の１０に相当する額を減じて得た額とする。ただし、給料条例第４条及び足立区長等の退職手当に関する条例（昭和３４年足立区条例第４号）第３条の規定の適用については、この限りでない。

（端数計算）

第２条　前条の規定により得た給料月額に千円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

付　則

（施行期日）

１　この条例は、令和８年１０月１日から施行する。

（失効）

２　この条例は、令和８年１０月３１日限り、その効力を失う。

８足総総発第１７３６号
令和８年８月１８日

足立区教育委員会
教育長　中村　明慶　様

足立区長
近藤　弥生

議案に関する教育委員会の意見聴取について

令和８年第３回足立区議会定例会に提案するため、下記の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２９条の規定により、貴委員会の意見を求めます。

記

（議案名）
１　足立区長等の給料の特例に関する条例

以上

足立区教育委員会 収受 8.8.18 総務